

平成28年度第1回周南市政治倫理審査会会議録（平成28年6月9日）

事務局	<p>皆様おはようございます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>本日は5人の委員が御出席されておりますので、周南市政治倫理条例第11条第2項の規定により会議が成立いたします。</p> <p>議事に入る前に、今年度は事務局の職員の異動がありましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>（職員紹介）</p>
事務局 会長	<p>それでは、議事進行につきまして、会長よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、只今から周南市政治倫理審査会を開催します。</p> <p>市長から当審査会に5月23日付けで、「市長の資産等報告書等の審査」の求めがございましたので、政治倫理条例第13条の規定により、調査及び審査を行い、その結果を記載した意見書を市長に提出することとなります。議事が円滑に進みますよう、御協力をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から事案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次の事項について説明等を行った。</p> <ol style="list-style-type: none">1 資産等報告書等に関する条例改正の内容2 資産等報告書等のうち今年度該当するものは、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書であり、資産等補充報告書は、新たな資産の保有がなかったため今年度は提出されていないこと。3 所得等報告書及び関連会社等報告書と証明書類として添付された確定申告書の突き合わせを行った。4 会議の開催案内と併せて行った事前の意見の状況は、報告書全体の評価として、適正が5人、おおむね適正が1人であったこと。5 関連会社等報告書について、6月8日に市長から訂正届が提出され、1箇所訂正があったこと（周南地区衛生施設組合について、今年度の会議の報酬が予定されていたことから、報酬なしから報酬あ

	<p>りに訂正（1回当たりの報酬額7,200円）。</p> <p>6 関連会社等報告書については、毎年、4月1日において会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合に、当該会社その他の法人の名称や報酬の有無及び金額などを記載することとなっており、報告書を作成する時点では報酬の収入の実績はなくても、当年度中の収入が予定されている場合は、記載することとなること。</p>
会長	<p>それでは、ただ今事務局から説明がありましたが、それぞれの報告書の具体的な内容について、御意見ををお願いします。</p>
委員	<p>事前に報告書を確認し、意見を事務局に連絡するとのことでしたが、当審査会としてどのように審査していくのか基準について最初に理解を深めておくとはよかったのではないのでしょうか。</p> <p>報告書と証明書の資料間の関係性は整合がとれており、法的には何ら問題はないと思われます。しかし、政治倫理という観点でどこまで審査するのかということは検討の余地があるのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、関連会社等報告書に記載された会社その他の法人について、市長の職務を行う上で支障が生じないのか、その法人の役員等として仕事の実態があるのか、実態がないのに給与や報酬を受けているということが万一あれば問題となります。この度の条例改正で、審査会で資産等報告書の審査を行うこととなったが、審査会としてどこまで求められているのか確認が必要ではないのでしょうか。</p>
会長	<p>市長がどのような職についてはいけないなど法令で定めがあると思うのですが。</p>
事務局	<p>地方自治法の兼職禁止の規定などがあると思われますが、詳細については確認し、後日皆様にお知らせしたいと思います。</p>
会長	<p>当審査会での審査等報告書の調査及び審査は、基本的には報告書と証明書の内容を突き合わせて確認していくことになると考えられますが、今後、委員のお話のような心配があるということになった場合に、どこまで踏み込んで行うべきなのかということだと思います。</p>

事務局	<p>その部分までを行っていく場合は、当審査会の負担が大きく別の組織に委ねることの検討も必要となってくるかもしれません。</p> <p>法令の規定と当審査会の調査及び審査の権限の範囲を明らかにというお話しであると思われますので、法令の規定を事務局で整理しお知らせした上で、今後の審査会で取組みについてご検討いただくことができると思います。</p>
委員 事務局	<p>議員についても同様に、兼職禁止などの定めがあるのでしょうか。</p> <p>議員についても市長と同様に兼職禁止などの定めがありますので、その詳細については確認しお知らせします。議員の資産等報告書等については、10月頃に審査を行っていただくこととなりますので、その前に整理をし、お知らせしたいと思います。</p>
会長	<p>そのほかに何かございますか。</p> <p>ないようですので、資産等報告書等の全体の評価について審議していきたいと思います。</p> <p>事前に資産等報告書等をご確認いただいた段階では、適正が5人、おおむね適正が1人であったとのことでしたが、本日の審議で特に確認が必要な事項がないということですので、審査会の意見としては、審査の結果、資産等報告書等の内容については、適正に記載されており、証明書類とも符合していたということでよろしいでしょうか。</p>
委員	承認
会長	<p>それでは審査会の意見はそのようにいたします。事務局から何かあるのですか。</p>
事務局	<p>意見書の作成は今回が初めてですが、他市の例を参考とし、意見書のかがみをつけ、審査の概要や審査結果などを記載する形式でまとめさせていただくことを検討しています。</p> <p>また、内容については、本日いただいたご意見を基に案を作成し、会長に内容をご確認いただいた後に持ち回りで決裁とさせていただく形はいかがかと考えております。</p>

会長	事務局の方から意見書のとりまとめについて提案がありましたが、いかがでしょうか。
委員	承認
会長	<p>それでは、事務局でそのように取りまとめをお願いいたします。</p> <p>この意見書とは別に、先程の法令等の整理について事務局でお願いすることとなりましたが、その他に何かありますでしょうか。</p>
委員	<p>政治倫理条例第4条第1項では、市長や議員、それらの配偶者又は1親等の親族が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業は、地方自治法第92条の2及び第142条の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約等を辞退しなければならないとされ、同条第2項第2号では、「実質的に経営に携わっている企業」について列挙されており、その一つに「議員、市長又はこれらの配偶者若しくは1親等の親族が、年額300万円以上の報酬（顧問料等その名目を問わない。）を收受している企業」とある。この300万円以上という金額が妥当なのかということもあるので、その根拠となる考えを確認していただきたい。</p>
事務局	確認いたします。
会長	<p>その他に何かありますか。ないようですので、以上をもちまして本日の政治倫理審査会を終了します。皆様お疲れ様でした。</p>